



島根県報

令和2年6月30日(火)

号外第86号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第435号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市野原町字シंगाへ382番6地先から同町148番地先まで	メートル 414.69	令和2年 6月30日	松江県土整備 事務所	
〃	〃	松江市野原町131番1地先から同町130番2地先まで	9.60	令和2年 6月30日		